

ウ. 災害対策等の充実に係る方策

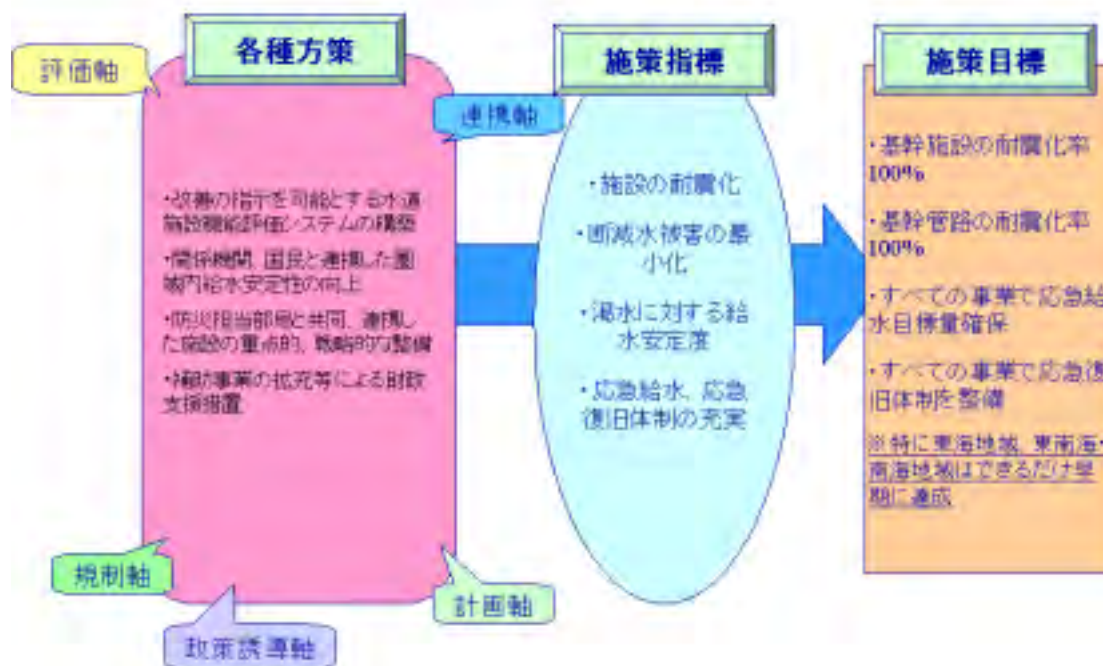


図6-9 災害対策等の充実に係る方策

地震、渇水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、改善の指示を可能とする水道施設機能評価、渇水に対する給水安定性の向上、防災担当部局等と共同・連携した施設の重点的・戦略的な整備などにより水道システム全体の安全度・安定度を向上させるとともに、災害時における応急給水、応急復旧体制の充実等の一層の促進を図る。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化率を、100%とする。特に、東海地震対策強化地域（以下、東海地域）及び東南海・南海地震対策推進地域（以下、東南海・南海地域）においてはできるだけ早期に達成する。
- ・基幹管路を中心に管路網の耐震化を進める。基幹管路の耐震化率を、100%とする。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業で地域の実情に応じた給水安定度（少雨の年でも安定した給水が可能な水準）を確保する。
- ・すべての事業で応急給水計画を策定し、計画に位置づけられた応急給水目標量を確保する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。
- ・すべての事業者において、他の事業者等との災害時応援協定の締結等の応急復旧体制を整備する。特に、東海地域及び東南海・南海地域においてはできるだけ早期に達成する。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

◆アクションプログラム3：相互連携・広域化による面的な総合災害対策

災害等に対する給水の安定性を高めるため、ハード面では、水道の基幹施設と応急給水拠点や医療機関等の災害時における給水確保上重要な拠点等とを一体としてとらえたライフラインの確保に重点的に取り組む。近隣の水道事業者等はもとより圏域を越えた広域的な相互融通を可能とする連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する体制整備する。また、施設が被災した場合においても迅速に復旧を図るための体制を整備、強化する。

また、ソフト面では、防災部局等との連携による地域防災計画の策定や相互応援協定の締結等を推進する。

さらに、複数の水道事業者等からなる連絡協議会を設置し、広域的な災害対策のソフト、ハード面両方からの総合対策の検討、調整を図り、面的な安全度を確保し、断減水被害を最小化する方策を重点的に展開する。

併せて、水道事業者等が実施するこれらの対策を支援するための技術的、財政的な支援措置を充実、強化する。



図6-10 相互連携・広域化による面的な総合災害対策アクションプログラム

エ. 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

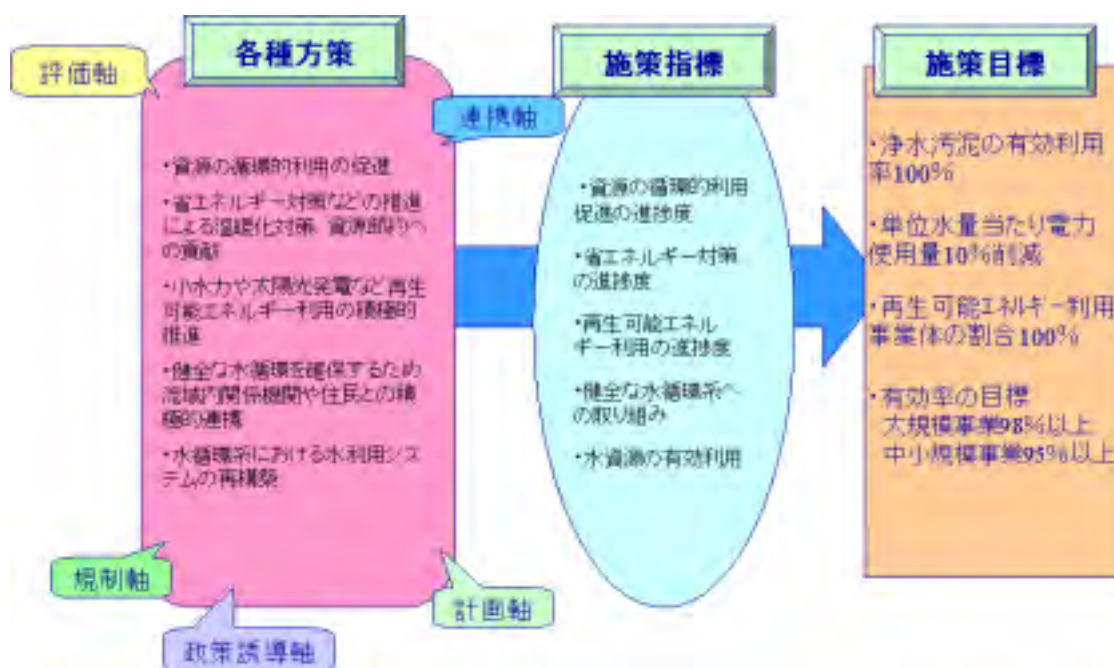


図6-11 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

地球温暖化対策や廃棄物減量化、健全な水循環系の構築など環境問題の重要性に鑑み、水道事業においても積極的に社会的責任を果たしていくために、廃棄物等の再資源化や電力使用量の削減、再生可能エネルギー利用の積極的推進、計画的な施設更新等による有効率の向上や水の用途間転用の推進、取排水系統見直し等、環境にやさしい水道システムの構築に係る方策を着実に実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・ 浄水汚泥の有効利用率を100%とする。
- ・ 単位水量当たり電力使用量を10%削減（平成13年度実績比）する。再生可能エネルギー利用事業者の割合を100%とする。
- ・ 有効率の目標を大規模事業98%以上、中小規模事業95%以上とする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

◆アクションプログラム4：環境・エネルギー対策の強化

水道事業者等においては、経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入や水利用を通じた環境保全への積極的な貢献、健全な水循環系の構築に向けた水道施設の再構築などに向け、温室効果ガス排出削減計画など環境・エネルギー対策に係る各種計画を策定し、積極的に環境負荷の低減に取り組む。

そのためには、水道事業者等においては、関係各機関や民間企業、流域住民とも積極的に連携していくとともに、国においても、水道事業者等の自主的・積極的な取組に対する技術的・財政的支援を行う。

環境・エネルギー対策の強化

経済性と環境保全のWin-Winアプローチ

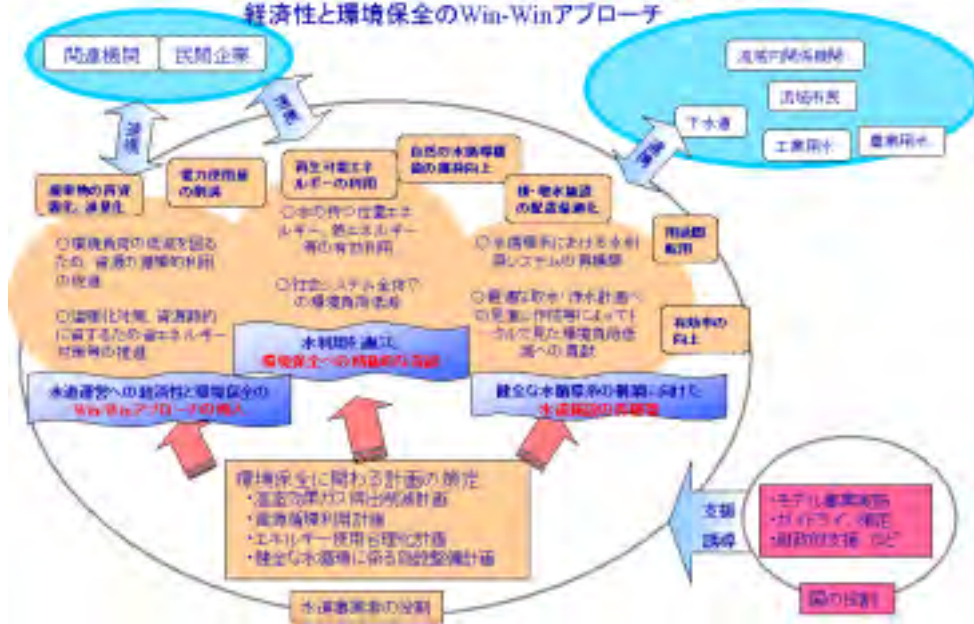


図 6-12 環境・エネルギー対策の強化アクションプログラム

オ. 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策

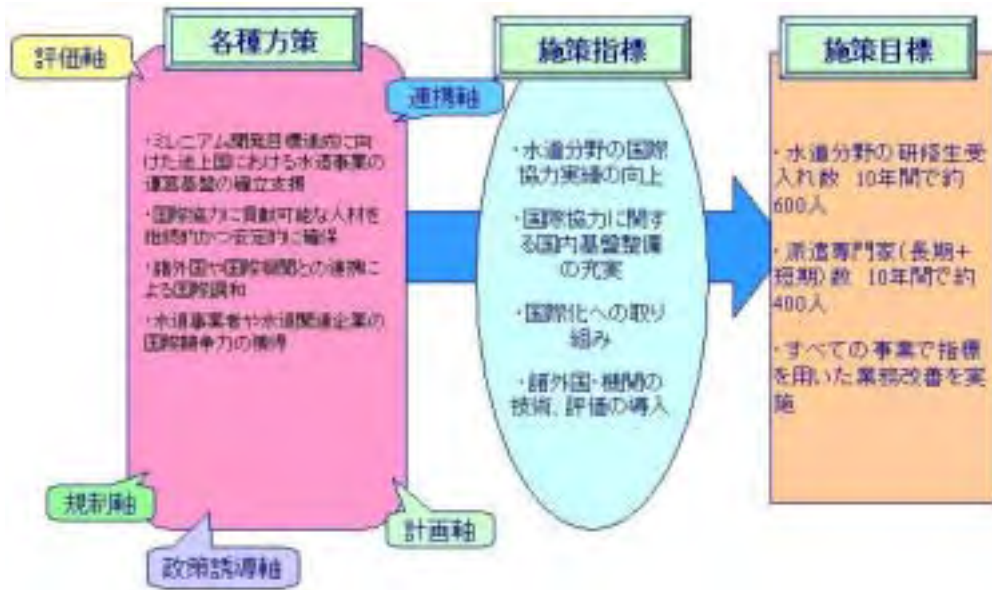


図 6-13 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策

我が国の技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成、第1回アジア・太平洋水サミットで合意されたメッセージの実現、具体化に向け、我が国の貢献を一層促進するため、アジア・ゲートウェイ構想も踏まえて諸外国、国際機関等との連携促進、持続可能な水道事業の運営基盤の確立支援、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保するための方策を着実に実施する。さらに、諸外国、国際機関等との連携による国際調和を図りつつ、水道事業者等や水道関連企業が我が国の水道レベルにふさわしい国際競争力を獲得するための方策を着実に実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・ 海外からの水道分野の研修生を、ODAベースで今後10年間に約600人受け入れる。
- ・ 開発途上国等への派遣専門家（長期＋短期）を、今後10年間で約400人派遣する。
- ・ すべての水道事業者で指標を用いて業務改善を行う。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

◆アクションプログラム5：国際化・国際貢献の推進

国際協力人材バンクの設置等による専門家の養成、確保、研修員の受入に関する国内基盤の充実、水道と密接に関連のある下水道等の他の分野の関係機関との情報交換、戦略検討等を進めていく。

国際貢献を進めるために、また、国内水道界の技術力を高く維持、発展し続けるためにも、国際機関、諸外国の情報を積極的に取り入れることによる国内水道界の国際化、第1回アジア・太平洋水サミットの成果を受けた、「ナレッジ・ハブ」の枠組みを活用したアジア地域の水管理・供給政策の立案支援に係る技術支援・人材育成・情報提供、WHO、IWA等の国際機関の主催会議等における政策提案や情報発信、海外の新技术、評価手法等の導入促進に向けた検討、評価機関の設置等を進め、国際競争力を強化するとともに国内政策へのフィードバックを図る。



図6-14 国際化・国際貢献推進方策アクションプログラム

(3) 制度的対応

総人口の減少、市町村合併、民間活力の活用を求める動き等の水道及び水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴って直面している課題に対処するため、水道法制度についても、引き続き所要の見直しを行う。

見直しが必要な事項は以下のとおりであり、別途の場を設定して、具体的な検討を行う。

- ・ 事前規制に係る認可及び変更認可の要件見直しとともに、需要者の立場に立った最適な事後規制手法の活用によるバランスの取れた仕組みの導入
- ・ 水道水質基準の逐次改正
- ・ 新たな広域化を含め、施設、経営、技術的管理業務等の一体化を促進するための制度の導入
- ・ 小規模飲用井戸等の水道法規制対象外施設の衛生確保

また、政府の経済財政改革の中で水道の国庫補助金についても厳しい見直しがかげられている。現在の国庫補助の考え方は、多大な投資を要するために個々の市町村では負担が困難な水源開発や広域的な事業を中心に行っている「高料金化の防止」と「国家的見地の施設整備」という2つの目的を併せて配慮した補助制度となっているが、厳しい財政事情に鑑み、より一層の重点化・効率化に配慮した補助制度の見直しを行う必要がある。

今後は、高料金化の防止、国家的見地の施設整備という従来の考え方を踏襲しつつ、本ビジョンに掲げられている未普及地域の解消、水道広域化、安全で快適な水の供給、地震等のリスク対策、環境保全への対応等の課題を解決し、目標を着実に達成する方策のうち、水道事業者等の通常の経営努力では対処することが困難な課題に対処するためのものについて、施設効率・経営効率が悪く独立採算による経営が困難な簡易水道等の事業者にも配慮して重点的に取り組む。

(4) 技術開発・技術者の確保

水道システムの高度化や情報化に加え、水道事業における若年技術者の減少が進んでいるため、技術レベルの向上や世代を越えた技術の継承が課題となっている。こうした中で、水道が、運営基盤整備、水道水質の向上、災害等における安定給水、環境保全・国際協調への貢献等の課題に対処し、その役割を発揮するためには、国の研究機関をはじめとする各機関が、本ビジョンにも掲げられている諸問題の解決のために実施すべき研究課題を設定し、研究体制の整備を行いつつ、調査研究を実施することが不可欠である。

水道事業者等は、自らの施設の整備・改善、管理体制の見直し等のため、技術開発や調査研究に対する投資を確保し、研究開発を推進する必要がある。

従来活発であった民間機関での技術開発は、経済状況の悪化に伴い、研究開発費の抑制を余儀なくされているが、水道事業者等も交えた産学官連携による課題解決型の調査研究・技術開発の推進は、我が国の水道技術の発展はもとより、企業活動

を活発化する効果が期待される。このため、新たな技術のデモンストレーション、モデル事業の実施等により、民間機関等で開発された新技術の普及促進を図り、技術開発の活性化を図る。

さらに、水道事業者等においては職務の啓発活動を効果的に行って人材を確保するとともに、より一層の人材活用のための職員教育及び訓練、国、民間機関、事業者、関連企業における研修の充実と有機的連携、研究の推進、人材の育成を行うための技術水準認定の仕組み等の充実等が必要である。

7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目

6に掲げた施策目標の達成状況や水道をとりまく環境の変化について平成19年度に水道ビジョンフォローアップ検討会によるレビューを行った結果、新たな課題として顕在化してきているものや、各施策目標の中でその達成は必ずしも容易ではないと考えられるものがあった。本章では、同検討会でのレビューにおいて、追加的に重点を置いて取り組むべきとされたものを明らかにし、目標の達成状況が十分でないものについては、その状況を示すとともに、同検討会において、目標の達成に向け今後、水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目（重点取組項目）を示す。

（1）水道の運営基盤の強化

水道用水供給事業を中心とする水道の広域化は概成していることから、次の段階の広域化を進めるべき段階にあり、その具体化に向けた検討の兆しが見られている。

一方、新たな水道広域化について、検討のための手引きの策定などの取組は進展しているが、それを促進するための制度面の検討が十分進んでいない。特に運営基盤の脆弱な中小規模水道については、施設の共同管理等の維持管理強化に向けた各種手法の更なる検討を進めるとともに、その実現に向けた取組が必要である。市町村合併の進行に伴い、水道の事業規模の拡大が実質的に進展を見せているにもかかわらず、現在定義されている新広域化人口率は、水道広域化の目的である運営基盤強化との関連が明確ではないため、最適な指標となるよう、指標の再定義や見直し等が必要である。

また、立入検査の結果等では、事業規模により改善すべき事項の指摘件数に大きな差異が見られることから、その要因を的確に分析して、水道事業者等に求められている運営基盤の特性を事業規模等との関係等から明らかにしていく必要がある。

運営形態については、水道事業者間の連携や民間部門を活用する新たな運営・経営手法に関する制度が着実に整備され、第三者委託やPFI等の各種手引きの策定や最適事業運営形態の検討手法に係る検討に進展が見られる一方、これら運営形態の導入による民間部門の業務評価を公正かつ技術的、客観的に行う仕組みの検討に関する取組は十分ではない。

公営企業としての経営の健全化に関する制度が整備され、財政指標の整備や情報開示などが今後図られることとなる一方で、水道事業運営を技術的側面から客観的に業

務評価する仕組みについては現在体系的なものではなく、今後検討が必要である。

水道事業者等への指導・監督の面では、厚生労働省の立入検査結果及び都道府県による立入検査の実施状況等を踏まえると、従来の立入検査を主体とした指導監督について、その枠組・手法を変えずに監督を強化するだけでは、需要者等に信頼される持続可能な事業運営が十分確保できるとは必ずしも言えない状況にある。

また、技術者確保に関しては、施設の大量改築・更新や技術者の大量退職を迎えている中で、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える水道事業者等が少なくなく、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない。

施設の計画的整備・更新について、水道事業が受益者負担を原則としており、需要者の理解を得ながら中長期的な視点に立って改築・更新費用を確保しつつ更新事業を進めることが重要となる。しかしながら、全国的に見て施設の老朽化が進んでおり、今後の更新需要の増大を勘案すると、施設の更新率は十分な水準にない。水道事業者等による取組支援として、施設の機能診断及び更新に関する手引き・指針が整備されているものの、一部の先進的な水道事業者等を除き、技術的な裏付けに基づく中長期的な改築・更新に向けた更新事業計画や財政計画の取組が不十分な水道事業者等が依然として多数存在する。

上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。

- 運営基盤の強化を目的として、いわゆる垂直統合、水平統合に経営の一体化や管理の一体化などを加えた水道広域化を推進するため、広域的な視点で検討された都道府県版地域水道ビジョンの策定を推奨するなど推進の枠組面からの具体的な検討（新広域化人口の定義見直し等を含む。）を行う。
- 水道事業に関する各種業務指標等と事業規模の関連性について分析・整理した上で、将来にわたって持続可能な水道の運営基盤を確保するための事業規模等について検討を進める。
- 水道事業の運営管理に係る民間部門の活用について、同部門の導入により技術水準が維持され、かつ、所期の目的が達成されているか否かを技術的、客観的に評価する仕組みについて検討する。
- 自己責任原則に基づく水道事業運営の透明性を確保する観点から、内部機関や第三者機関等も活用しつつ、技術的観点から客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組みについて検討する。
- 今後、水道施設の改築・更新需要のピークや技術者の大量退職を迎える中、安心・安定な水道水の供給を確保し、現在と同等の技術やサービスの水準を確保すべく、水道事業者等自らによる水道技術の継承又は官官、官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策について検討を行う。
- 社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な水道事業運営を実現するため、事業着手の事前・事後間でバランスの取れた行政の関与が行われるよう、認可等の要件見直しに係る検討・対応を随時行うとともに、事業運営状況をより適切かつ効率的に把握・評価・指導できる最適な事後監督手法について具体的な検討を進める。
- アセットマネジメント手法も導入しつつ、中長期的な視点に立った、技術的基盤に

基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金確保方策を進めるとともに、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供の在り方等について、具体的検討を推進する。

(2) 安心・快適な給水の確保

水源の水質事故等に伴い給水停止に至る事例が毎年発生しているほか、飲料水に起因する感染症が簡易水道等で散発的に発生している状況が見られ、異臭味被害については、改善傾向が鈍化している。また、水質事故時の水道事業者等の対応が遅れ、影響の拡大や長期化が生じた事例もみられる。水道水源流域等の関係者の連携の強化、需要者等に対しての水質管理の情報提供については、未だに十分な状況とはなっていない。

小規模施設の管理については、貯水槽水道では、簡易専用水道も含め管理状況の検査の受検率が低い状況にある。また、飲用井戸等における水質検査の受検率は依然として低く、水質検査が行われた飲用井戸等においては、水質基準に適合していないものが多数存在する。感染症の発生等の問題も起きているが、行政による施設数、水質管理状況の把握は困難な状況にある。

一方、給水管・給水用具の信頼性の向上に係る方策についてみると、発生頻度は少ないが、クロスコネクション等の事故事例が依然として見られる。鉛製給水管の布設替えについては全体としては進んでいるが、宅地部の鉛製給水管の布設替えは進んでおらず、また、公道部に設置されている鉛製給水管においては比較的進んでいるものの鈍化傾向にある。

より高度な水質管理技術に関する研究については、産学官連携により推進され相応の成果が見られるが、昨今の経済状況等から、研究開発費の抑制を余儀なくされている状況にある。

上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。

- 水道水質管理の更なる徹底のため、水安全計画の普及・定着も含め、水道施設管理の適切性と透明性を一層高い水準で確保するための手法について検討を行う。
- 異臭味被害のさらなる減少のため、原水水質など地域の状況に応じた高度浄水処理施設の導入等を引き続き推進する。
- 水道水源の水質改善や水質監視・水質異常時の対応など、流域関係者の連携の強化に向けた具体的取組について検討を行う。
- 貯水槽水道の管理の体制、制度については、検査結果等の利用者等への情報提供や、問題があった場合に円滑な改善を図る仕組み等について検討を行うとともに、直結給水の普及を推進する。
- 飲用井戸等については、まずは、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策及び評価指標の検討を行うとともに、行政、飲用井戸等の設置者、管理者等関係者の連携を強化するための具体的方策について検討を行う。また、水質管理の向上のためには、利用者の関心を高めることが必要であることから、水質

検査結果の利用者への提供等について検討を行う。

- 逆流防止措置に関して引き続き調査、検討を進める。クロスコネクション防止に向け、危険性の高い施設を重点に啓発を図る。
- 鉛製給水管の布設替え促進のため、総合的な布設替え事業を推進していく。特に水道事業者が比較的関与のしやすい公道部については、着実な布設替えが求められる。
- 安心・快適な給水の確保に係る技術の開発・普及については、産学官の連携による取組を引き続き推進する。

（３）災害対策等の充実

基幹施設や基幹管路の耐震化については、対象となる総延長や総数の大きさに比べ数値に見える形で進んでいない状況であり、また水道事業者等において耐震化計画が十分に策定されていない状況も見られる。このようなことから各水道事業者等において、速やかに既存施設の耐震診断等を行いその耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進める。また、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施し、各水道事業等においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、水道ビジョンの目標年次を目途に耐震化を完了できるように、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、その確実な実施を推進する。

また、渇水対策については、近年の小雨化傾向とも相まって、水資源開発施設が当初計画された水量を安定して供給できなくなったり、渇水が頻発しているなど、水源確保が不十分な地域がある。一方、地域的な集中豪雨を原因とする水道施設被害もあり、その対策を耐震化対策などと併せて行う必要がある。

相互連携、広域化による面的な安全性の確保、災害発生時の事後対策の充実については、貯留飲料水量は全国平均としては災害初期の必要量を確保できているものの、引き続き災害時の被害の影響範囲を軽減すること、応急給水拠点等への水の確保、応急復旧に必要な水の確保という観点から、基幹施設・基幹管路の耐震化というハード面の対応に加え、応急復旧・給水等の体制の整備といったソフト面の事後対策の一層の充実を図る必要がある。

上記の考え方に沿って、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。

- 水道事業者等において耐震化事業を計画的に実施していくために、速やかに耐震適合性を評価するとともに、地域の実情を踏まえた上で、基幹施設や基幹管路など耐震化を優先的に実施すべき施設を考慮した耐震化計画の策定、実施に向けての取組を推進する。
- 耐震性が特に低い石綿セメント管について、早期に適切な耐震性能を有する管種・継手へ布設替えが図られるよう、取組を推進する。
- 耐震化の達成状況が著しく遅れているような水道事業者等にあっては、まずは優先して耐震化を図るべき水道施設について、水道ビジョンの目標年次を目処に耐震化を完了するような具体的な実施計画の策定及びその確実な実施を進める。
- 耐震化の推進のためには、水道事業者等が必要者の理解を得る必要があり、特に重

要な水道施設の耐震化の計画や状況について、需要者へのわかりやすい形での情報提供等を推進する。

- 近年の少雨化傾向等を踏まえ、地域の実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進めるなど、渇水対策の充実を図る。
- 緊急時においても総合的にバックアップが図れるよう、水道事業者等の相互連携や緊急時用連絡管の整備も含め、災害発生時などの緊急時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の整備を推進する。また、応急給水において、防災行政担当部局や地域住民自らが行う災害用飲料水の備蓄等の対策との適切な役割分担、連携を確保する。
- 水道事業者等において危機管理マニュアル等の整備が促進されるよう、引き続き危機管理体制の整備を推進する。

（４）環境・エネルギー対策の強化

京都議定書の第1約束期間の開始に伴い、エネルギー消費産業としての側面をもつ水道事業においても地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。しかしながら、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は、近年やや上昇傾向にあり、今後更なる対策が必要である。特に、改築・更新の際に省エネ機器の導入に加え水道施設の最適配置を検討することにより、水道システム全体としての消費エネルギー最小化に努める必要がある。経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入は持続可能な事業運営の実現に不可欠な課題である。

水利用を通じた環境保全への積極的な貢献のためには、省エネルギー対策と併せて再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する必要があるが、再生可能エネルギー利用事業者の割合はほぼ横這いで推移しており、また、再生可能エネルギーによる電力使用量の割合も低い値となっている。

健全な水循環系の構築や浄水・送配水段階の環境負荷削減効果を示す指標として、有効率が挙げられるが、近年横這い傾向にある。老朽管路の計画的な更新等を推進するとともに、水道施設の老朽化や水道施設の事故割合等の検証など、有効率上昇の障害要因を更に分析する必要がある。有効率以外の指標についても、適切なものがないか更なる検討を行う必要がある。

上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。

- 水道事業者等は、「水道事業における環境対策の手引書」等を活用し、経済性との両立（持続可能な水道運営）に留意して、環境対策（資源の循環的利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策（地球温暖化対策）、水資源の有効利用等）に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施する。
- 国は、水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、水道事業者等の更なる取組促進を支援する。
- 環境対策は他の施策と密接に関連し得ることを踏まえ、水道施設の最適配置、省エ

ネ機器の使用、老朽管等の水道施設の計画的な更新、水安全計画の活用等、環境対策にも資する各種取組を積極的に推進する。

- 国民に対して、水道水源の保全や環境・エネルギー対策に関する取組の現状や課題について情報を積極的に提供し、国民と一体となった取組の推進を図る。

（５）国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

国際貢献の推進に関しては、ODA等による海外研修生の受入れや派遣専門家については相応の実績が見られるが、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保する体制の整備は十分な状況とはなっていない。

また、水道事業者等間の連携に加え、アジア・ゲートウェイ構想にあるように、水道産業界が開発途上国等の諸外国に対し積極的に貢献し、地域のニーズに応じた支援手法の検討も含めて、日本の技術を海外の発展に寄与していくことが可能となるような体制の整備が急務となっている。

水道においてもグローバル化が進展している状況の中、2007年4月には国際貢献をより一層推進する目的から水道関係団体が中心となって水道国際貢献推進協議会が設置された。また、2007年6月には水道業を含む内需依存型産業の国際展開支援が経済成長戦略大綱に位置づけられ、長期目標として2015年度までに我が国の民間企業がアジア地域の水道事業経営へ参画を実現すること等により我が国の水道運営ノウハウを元にしたアジア地域の給水環境改善に貢献することが求められている。さらに、WHO、IWA等の国際機関やISO等の国際的活動への一層の参加・貢献により、我が国の優れた水道文化・技術の情報発信とともに水道分野の国際調和を推進していくことが必要である。

一方、国際規格に位置づけられた業務指標を用いた業務改善については、実施している水道事業者等は少数に留まっている状況である。

上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。

- これまで開発途上国に対する技術協力、政府開発援助はODAによる施設の整備に主眼が置かれていたが、施設整備とその後の運営維持管理を組み合わせた開発援助が必要である。また、水道事業者等間及び民間との連携のもと、人材確保・育成のための国内体制の整備を行いつつ長期的なスパンで実施していくための具体的方策について検討を行う。
- 国際機関、国際的活動、他国等との連携、協力を一層強化するための取組を推進する。また、取組にあたっては、相手国の経済・社会状況に対応した現地の水道事業の育成を支援する国際協力の在り方を検討する。
- 上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく水道業の国際展開について、積極的な取組を進める。
- 国際規格に位置づけられた業務指標について国内でのより一層の活用やその有効利用方法の検討を進めるとともに、世界に誇るべき水道を構築してきた日本の指標が世界標準となるよう国際的な展開を進めていくための取組を進める。